令和４年４月１日

保護者各位

恩納村教育委員会
教育長　當山欽也
（公印省略）

コロナ禍における学校教育の対応について（変更のお知らせ）

平素より本村の教育活動にご理解とご協力をして頂き感謝申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として続いております。沖縄県では、国の方針を受け、3 月 24 日に取組内容を変更しながらも感染予防の取組徹底の継続を県民に呼びかけています。そこで、本村でも、下記のように**国、県の方針に沿って、3 月 16 日付け配布文書の内容を変更し**感染拡大防止**に**継続して取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い致します**（下線部がこれまでから変更しました）**。

記

１．期間　：　令和４年４月１日（金）～令和４年９月３０日（金）　※状況により、期間に変更があります。
２．対象範囲　：　恩納村立幼稚園、小学校、中学校
３．対応について
（1）「新型コロナウイルス感染症」未然防止の取組
① 幼稚園、学校の取り組み
- ３密の回避
- 手洗い、うがいの励行
- 園内、校内の消毒
- 健康観察の徹底
- 換気
- 学校間等の交流、職員の移動等の制限または、停止
- **マスクの着用等感染防止の推進**

② 各家庭の取組
- 毎日の検温（登園前・登校前）
- バランスのとれた食事
- ３密の回避
- 手洗い、うがいの励行
- 規則正しい生活習慣（早寝、早起き、朝ご飯）
- 不要不急の外出を避ける工夫

（2）体調不良の幼児児童生徒の出欠扱いについて　**※学校と相談を密にお願い致します。**
① 体調不良がある場合は、欠席し、体調を整えてから出席して下さい（欠席扱いです）。
② 保護者が幼児児童生徒の新型コロナウイルス感染症の疑い等を理由に欠席を申し出た場合は、状況を保護者から聞き取り、校長の判断によって、相当の期間を出席停止とすることができます。
（3）新型コロナウイルス感染症に幼児児童生徒**や同居の家族等**が罹患した場合**※学校と相談を密にお願い致します。**
① **幼児児童生徒本人が、**罹患した**場合**は、保健所や医師の指示があるまでは、出席停止です。
② 同居の家族等が罹患した場合は、その罹患者と幼児児童生徒の感染予防を行った上で、7 日間の出席停止。または、その幼児児童生徒は、4 日目以降に実施した抗原検査によって陰性が確認できれば、登校できます。
（4）学校関係職員が罹患した場合
① 教職員が罹患した場合は、保健所、医師の指示に従い、出勤を控えます。そのため学級閉鎖等もあり得ますのでその際は、ご協力をお願いします。
② 給食センター職員が罹患等した場合は、保健所、医師の指示に従い、相当期間の給食センター閉鎖を行います。その期間、幼児児童生徒は、弁当持参等の対応を保護者の皆さんに依頼しますので、ご対応を宜しくお願い致します。
（5）臨時休校について
新型コロナウイルス感染症の患者が多数発生するなど、保健所や医師が臨時休校の指示、助言があった場合は、その指示に従い、相当期間の臨時休校を行います。
（6）学校 PCR 検査の実施について
幼児児童生徒や学校職員等に新型コロナウイルス感染症罹患者があった場合は、学校 PCR 検査を実施する場合があります。その際は、ご協力をお願い致します。

（　概　略　）　※家庭と学校は、情報を共有し連絡・相談を密に行って下さい。

	事例	幼稚園・小・中学校の出席扱い等に関する対応
①	幼児児童生徒が陽性者となった場合	○　医師や保健所の登校指示が出るまで出席停止。
②	同居の家族が陽性者となった場合	○　陽性者と感染予防を行った上で、7 日間の出席停止。（　4 日目以降の抗原検査（自己負担）で陰性の場合は、登校できます。　）
③	幼児児童生徒が体調不良の場合	○　体調が整うまで欠席して下さい（欠席扱い）。
④	保護者の判断で、幼児児童生徒が、新型コロナウイルス感染症の疑い等がある場合	○　場合によっては（幼児児童生徒が濃厚接触者と判断されるような事案等）、校長判断によって出席停止。 ○　それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱い。
⑤	同居の家族等が体調不良の場合に、その幼児児童生徒の対応	○　場合によっては（幼児児童生徒も濃厚接触者と判断されるような事案等）、校長判断によって出席停止。 ○　それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱い。
⑥	その他、新型コロナウイルス感染症について不安がある場合	○　状況を保護者から聞き取り、校長の判断によって、相当の期間を出席停止とすることができる。 ○　それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱い。
⑦	学校 PCR 検査が実施された場合の当該幼児児童生徒への対応	○　無症状の場合：登園・登校（制限無し） ○　有症状の場合：場合によっては、校長の判断で出席停止。 ○　それ以外で保護者の判断で欠席する場合は、欠席扱い。